

契 約 書

収 入
印 紙

1 委託業務の名称

2 履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

4 契約保証金

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、別紙の
共同企業体協定書により契約書記載の委託業務を
共同連帯して実施する。

なお、約款条項中、次の□の中に×印を表示したものは、本契約に関して適用しない。

☐ 約款条項第 4 条(契約の保証)

☐ 約款条項第 12 条(貸与品等)

☐ 約款条項第 27 条(部分払)

支払限度額

支払回数

令和 年度

円

回

令和 年度

円

回

令和 年度

円

回

☐ 約款条項第 44 条(保険)

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 旭川市
旭川市長

受託者 住 所
氏 名

旭川市建設工事監理業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、監理仕様書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は第9条に定める乙の管理技術者に対し行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。
- 11 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

(業務日程表)

- 第3条 乙は、この契約締結後速やかに監理仕様書に基づいて業務日程表を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、この契約の変更等により業務日程表に変更があり、かつ、甲から請求があったときは、速やかに変更後の業務日程表を作成し甲に提出するものとする。

- 3 甲は、前2項の規定により提出された業務日程表につき、速やかにこれを審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。
- 4 業務日程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行若しくは甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 乙は、前項第2号から第5号までの規定による保証について、当該保証を付したことを証明する書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証を行う相手方が定め、甲が認めた措置を講じることができる。この場合において、乙は、当該保証書等を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第41条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の業務委託料債権の譲

渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。このことは、契約履行後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた監理仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(担当職員)

第8条 甲は、担当職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。担当職員を変更したときも同様とする。

- 2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する業務を完了させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) 監理仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 甲は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この約款に定める書面の提出は、監理仕様書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の監理及び統轄を行うほか、業務委託料

の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第 10 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 10 条 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは第 7 条第 2 項の規定により乙から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第 11 条 乙は、監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 12 条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、監理仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から起算して 7 日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第 13 条 乙は、業務の内容が監理仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、担当職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が担当職員の指示によるときその他甲の責に帰す

べき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 監理仕様書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 監理仕様書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- (5) 監理仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 担当職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(監理仕様書等の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、監理仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第17条において「監理仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、監理仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第 17 条 乙は、監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき監理仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、監理仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 17 条の 2 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第 18 条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第 19 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 20 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から起算して 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第 18 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）の翌日から起算して 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 21 条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から起算して 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

る。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日の翌日から起算して7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第22条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える監理仕様書の変更)

第24条 甲は、第13条から第19条まで又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて監理仕様書を変更することができる。この場合において、監理仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日の翌日から起算して7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第25条 乙は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、検査に合格したときは完了検査結果通知書をもって遅滞なく乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完成とみなして前2項の規定を

適用する。

- 4 甲が前2項の通知を発した日をもって業務が完了したものとする。

(業務委託料の支払)

第26条 乙は、前条第2項及び第3項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものみなす。

(部分払)

第27条 乙は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の範囲内で、この約款の定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 乙は、業務の対象工事（第6項において「工事」という。）に係る請負代金の部分払をするときに前項の請求をするものとする。この場合において乙は、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。

- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日の翌日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額及び第1項の業務委託料相当額は、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額（業務委託料 × 工事出来形設計金額 / 工事設計金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

第28条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前2条の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第 29 条 乙は、甲が第 27 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

第 30 条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの約款に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

2 前項において乙が負うべき責任は、第 25 条第 2 項又は第 27 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 25 条第 4 項の規定により業務が完了した日の翌日から起算して本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務完了の日から 10 年とする。

4 甲は、業務の完了の際に乙のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第 1 項の規定は、乙の契約違反が監理仕様書の記載内容、貸与品等の性状又は甲若しくは担当職員の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、貸与品等又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第 31 条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条、第 33 条又は第 34 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第 32 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (3) その責に帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 33 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 乙がこの契約の業務を完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第 36 条又は第 37 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認めら

れるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 34 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 35 条 第 32 条各号又は第 33 条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第 32 条又は第 33 条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第 36 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 37 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条の規定により監理仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 16 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 38 条 第 36 条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 39 条 契約が業務の完了前に解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第 27 条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 40 条 乙は、契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 32 条、第 33 条、第 34 条又は次条第 3 項によるときは甲が定め、第 36 条又は第 37 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求)

第 41 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第 32 条又は第 33 条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 32 条又は第 33 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料（第27条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除する。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率で計算した額とする。
- 6 甲は、乙に対して支払うべき業務委託料又は契約保証金がある場合は、前項の請求額と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。
- 7 第2項の場合（第33条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害賠償金）

- 第42条 乙は、第34条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第34条第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる違反行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。
- (2) 第34条第1号に規定する排除措置命令又は同条第2号に規定する納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。
- (3) 第34条第3号のうち、乙について、刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（乙の損害賠償請求等）

- 第43条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 26 条第 2 項若しくは第 27 条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定による率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(保険)

第 44 条 乙は、監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 45 条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定による率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定による率で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 46 条 この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）及び関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 47 条 この約款に定めるもののほか、乙は旭川市契約事務取扱規則及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲乙協議して定める。